

## 川崎臨海部戦略拠点形成推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎臨海部が、本市の「力強い産業都市づくり」の中心的役割を担う地域として、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出する戦略的マネジメントを推進することを目的に、臨海部に関する施策の総合的な調整を行うため川崎臨海部戦略拠点形成推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎臨海部における国際戦略拠点の形成に関すること。
- (2) 川崎臨海部における基盤整備の総合調整に関すること。
- (3) 川崎臨海部における戦略的マネジメントの推進に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 推進本部は本部長が招集し、本部長はその会議の座長となる。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は、本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、議題内容に応じて、副本部長及び必要な本部員のみを招集して会議を開くことができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に係る職員その

他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門会議)

第4条 推進本部の所掌事務に関し、特に重点的に取り組む必要がある施策を着実に推進するため、副本部長及び当該施策に係る本部員をもって組織する専門会議を設置することができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務を円滑に遂行するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、臨海部国際戦略本部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

この改正要綱は、平成23年7月12日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月23日から施行する。

この改正要綱は、平成26年1月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年4月26日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月24日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和6年8月9日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	病院事業管理者
	上下水道事業管理者
	教育長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	環境局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	港湾局長
	臨海部国際戦略本部長
	危機管理本部危機管理監
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
高津区長	
宮前区長	
多摩区長	

	麻生区長
	交通局長
	病院局長
	消防局長
	教育次長